

6 山梨県グリーン購入の推進を図るための方針

1 趣旨

山梨県における物品等の調達に当たり、従来考慮されてきた価格や品質などに加えて、環境保全の観点から、環境負荷の低減に資する製品、原材料等を優先的に選択するグリーン購入を推進する必要があるため、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下「グリーン購入法」という。）第10条に基づき、基本的事項を定めるものとする。

2 適用範囲

知事部局、議会事務局、教育委員会、人事委員会事務局、監査委員事務局、
地方労働委員会事務局、警察本部、企業局

ただし、物品の購入にあたっては、公の施設及び病院などもっぱら県民の利用に供される施設については事務管理部門のみとする。

3 基本方針

物品等の調達にあたっては、従来考慮されてきた価格や品質などに加え、今後は、資源採取から廃棄までの全ての製品ライフサイクルにおける多様な環境への負荷の低減が可能かどうかを考慮していくことが、必要となってくる。

このことから、物品調達時には、下記の点に特に配慮するものとする。

環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること。

資源やエネルギーの消費が少ないこと。

資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること。

長期間の使用ができること。

再使用が可能であること。

リサイクルが可能であること。

再生された素材や再使用された部品を多く利用していること。

廃棄されるときに処理や処分が容易なこと。

また、環境物品等の調達推進を理由として、調達数量が増加することのないよう配慮するものとする。

4 特定調達品目及び調達の目標

県は、重点的に調達を推進する環境物品等（以下「特定調達品目」という。）の種類、判断の基準、調達の目標等を、毎年度「特定調達品目一覧」として、定めるものとする。

5 調達手続き

1) 特定調達品目に該当する物品等を調達する場合は、原則として、「特定調達品目一覧」の判断基準に適合する物品等を選択するものとする。

ただし、OA機器類・家電製品・照明・公共工事の調達にあたっては、「特定調達品目一覧」の判断基準のほか、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成13年

2月2日閣議決定)」に掲げる特定調達品目の判断基準も参考にすること。

なお、調達手続きの簡素化を図るため、第三者機関が認証する下記の環境ラベルや各種団体で作成しているカタログ等で環境に配慮した製品であることの認定を受けた製品については、判断基準に適合する物品とみなすものとする。

| | |
|-------|---|
| 環境ラベル | <ul style="list-style-type: none">・エコマーク（日本環境協会）・グリーンマーク（古紙再生促進センター）・国際エネルギースターロゴ （「国際エネルギースタープログラム」基準適応）・再生PET樹脂リサイクル推奨マーク （PETボトルリサイクル推進協議会）・牛乳パック再利用マーク （全国牛乳パックの再利用を考える連絡会）・再生紙使用マーク（ごみゼロパートナーシップ会議） |
| カタログ | <ul style="list-style-type: none">・商品選択のための環境データベース （グリーン購入ネットワーク）・省エネ性能カタログ （省エネルギーセンター） |

2) 特定調達品目以外の品目についても、特定調達品目の調達手続きに準じて、できる限り環境に配慮した物品を選択するよう努めること。

3) 調達しようとする品目に、「山梨県リサイクル認定製品」がある場合は、認定製品の調達に努めるものとする。

4) 特定調達品目に該当する物品等を調達する場合において、やむを得ないと認められる理由がある場合には、判断基準を満たさない物品を購入せざるをえない場合もあるが、その場合には、その理由を明らかにしておくこと。

6 その他グリーン購入の推進に関する重要事項

1) 購入の実績は、各品目ごとに取りまとめ、公表するものとする。

なお、実績取りまとめの方法は、年度当初に前年度の実績を集計するものとする。

2) 国及び各都道府県、県内各市町村の環境政策及び調達方針と連携を図りつつ、グリーン購入を推進していくものとする。

附則：この方針は、平成14年 4月 1日より適用する。

附則：この方針は、平成16年 4月 1日より適用する。

平成16年度特定調達品目一覧

【調達目標を掲げて取り組む品目】

| 分類 | 品目名 | 判断基準 | 目標の立て方 | 調達目標 |
|-------|--|---|---|-----------------|
| 紙類 | | | | |
| (10) | <p>情報用紙</p> <p>コピー用紙 フォーム印刷 インクジェットカラープリンター用塗工紙 ジアゾ感光紙</p> <p>印刷用紙</p> <p>1色刷り 多色刷り 封筒 窓あき封筒</p> <p>衛生用紙</p> <p>トイレトペーパー ティッシュペーパー</p> | <p>古紙配合率100%かつ白色度70%程度以下</p> <p>古紙配合率50%以上かつ白色度80%程度以下</p> <p>古紙配合率70%以上 塗工量ができるだけ少ないこと。</p> <p>古紙配合率70%以上 塗工量ができるだけ少ないこと。</p> <p>古紙配合率100%かつ白色度70%程度以下</p> <p>古紙配合率40%以上、または、再生コート紙使用 できるだけ古紙配合率100%に近いもの</p> <p>古紙配合率40%以上(窓部分に紙を使用している場合、窓部分には不適用。)</p> <p>古紙配合率100%</p> <p>古紙配合率100%</p> | <p>当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。</p> | <p>100%とする。</p> |
| 納入印刷物 | | | | |
| (1) | <p>納入印刷物の仕様 (報告書類・ポスター・チラシ・パンフレット等の印刷物を対象とする)</p> | <p>・印刷用紙に係る判断の基準を満たす印刷用紙を使用すること。</p> <p>・塗工紙については、塗工量ができるだけ少ない軽量コート紙などを使用すること。</p> | <p>当該年度に発注する印刷物の発注総数(金額)に占める基準を満たす用紙を使用した発注額の割合とする。</p> | <p>100%とする。</p> |
| 文具類 | | | | |
| (71) | <p>文具共通</p> <p>シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン サインペン 鉛筆 定規 トレー 連射式クリップ(本体) ファイル バインダー クリアーホルダー クリアーブック</p> | <p>・紙製品については、できるだけ古紙配合率100%に近いもの。</p> <p>・プラスチック製品については、再生プラスチック使用のもの。</p> <p>・木製品については、間伐材などの木材を使用のもの。</p> <p>軸に再生材使用</p> <p>ケースに再生材使用</p> <p>軸に再生材使用、または、芯が交換できること</p> <p>軸に再生材使用、または、消耗品が交換・補充できること</p> <p>軸に再生材使用</p> <p>軸に木の端材、または、再生材使用</p> <p>再生材使用</p> <p>再生材使用</p> <p>再生材使用</p> <p>表紙が古紙配合率100%、または、樹脂製とじ具で廃棄時に分別可能</p> <p>廃棄時に分別可能</p> <p>再生材使用、または、植物を原材料とするプラスチックが使用されていること。</p> <p>再生材使用</p> | <p>各品目ごとの当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする</p> | <p>100%とする。</p> |

| 分類 | 品目名 | 判断基準 | 目標の立て方 | 調達目標 |
|----|------------------|--------------------------------------|--------|------|
| | カードケース | 再生材使用 | | |
| | 綴込表紙 | 芯材が古紙配合率100% | | |
| | 工事中用アルバム | 表紙が古紙配合率90%、または、台紙が古紙配合率100% | | |
| | 用箋挟 | 芯材が古紙配合率100%、または、廃棄時に分別可能 | | |
| | インデックス | 古紙配合率100%、または、可溶性粘着材使用 | | |
| | OHPフィルム | 再生材使用、または、植物を原材料とするプラスチックが使用されていること。 | | |
| | 修正液 | 軸に再生材使用 | | |
| | 修正テープ | 本体に再生材使用 | | |
| | 消しゴム | 材質に再生材使用、または、ケースが古紙配合 | | |
| | 付箋紙 | 古紙配合率100% | | |
| | ノート | 表紙古紙配合率100%、または、中紙古紙配合率80%(白色度70%) | | |
| | メモ帳 | 表紙古紙配合率100%、または、中紙古紙配合率80%(白色度70%) | | |
| | ステープラー | 本体に再生材使用 | | |
| | のり(固形) | 容器に再生品使用、または、消耗品が交換できること。 | | |
| | のり(液体) 補充用を含む | 容器に再生品使用、または、内容物が補充できること | | |
| | のり(テープ) | 消耗品が交換できること | | |
| | カッターナイフ | 本体に再生材使用 | | |
| | はさみ | 廃棄時に分別可能 | | |
| | マグネット(玉・バー) | 再生材使用 | | |
| | スタンプ台 | 本体に再生材使用 | | |
| | 朱肉 | 本体に再生材使用、または、液が補充できること。 | | |
| | つづりひも | 再生材使用 | | |
| | ペーパーパッチ | 可溶性粘着材使用、または、再生処理可能 | | |
| | マチ付封筒 | 古紙配合率30%以上 | | |
| | テープカッター | 再生材使用 | | |
| | パンチ | 再生材使用 | | |
| | レターケース | 再生材使用 | | |
| | ブックスタンド | 再生材使用 | | |
| | 鉛筆削り | 廃棄時に分別可能 | | |
| | OAクリーナー(ウエットタイプ) | 容器に再生品使用、または、内容物が補充できること。 | | |
| | OAクリーナー(液タイプ) | 容器に再生品使用、または、内容物が補充できること。 | | |
| | マウスパット | 再生材使用 | | |
| | ごみ箱 | 再生材使用 | | |
| | ガムテープ(クラフト) | 再生処理可能 | | |
| | ガムテープ(布) | 再生材使用 | | |
| | 回転ゴム印 | 再生材使用 | | |
| | ステープラー針リムーバー | 再生材使用 | | |

| 分類 | 品目名 | 判断基準 | 目標の立て方 | 調達目標 |
|-----|---|--|--|----------|
| | ペンスタンド クリップケース 紙めくりクリーム OAフィルター(デスクトップ(CRT・液晶)用) カッティングマット デスクマット 絵筆 タックラベル 黒板拭き ホワイトボード用イレイザー 額縁 缶・ボトルつぶし機 名札(衣服取付・首下げ型) 丸歯式紙裁断機 両面粘着紙テープ 製本テープ メディアケース ファイリング用品 ゴム印 付箋フィルム OAクリーナー(エアタイプ) | 再生材使用 再生材使用 容器に再生材使用 再生材使用 再生材使用 再生材使用 再生材使用 古紙配合率100% 再生材使用 再生材使用 再生材使用 再生材使用 再生材使用 再生材使用 再生材使用 再生材使用 再生材使用 再生材使用 再生材使用 再生材使用 再生材使用 再生材使用 再生材使用 再生材使用 再生材、または、間伐材などの木材使用 再生材使用、または、水溶性または水分散型の粘着材が使用されていること。 オゾン層を破壊する物質が含まれていないこと。 | | |
| 機器類 | (11) 機器類共通 | <ul style="list-style-type: none"> ・金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は、再生プラスチックが使用されていること。 ・木質の場合は、間伐材などの木材が使用されていること。 ・紙の場合は、紙の原料は古紙配合率50%以上であること。 ・修理や部品交換が可能であるなど、長期間の使用が可能な設計又は分解が容易であるなど部品の再使用や素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ・塗装に有機溶剤及び臭気の少ない塗料が使用されていること。 ・包装材の回収及び再使用等が配慮されていること。 | | |
| | いす 机 棚 収納用什器(棚以外) ローパーティション 掲示板 黒板 ホワイトボード 傘立て コートハンガー ベッドフレーム | | 各品目ごとの当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。 | 100%とする。 |

| 分類 | 品目名 | 判断基準 | 目標の立て方 | 調達目標 |
|------|----------------|---|--|----------|
| OA機器 | | | | |
| (9) | OA機器類共通 | ・使用済み製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については、適正処理されるシステムがあること。 ・分解が容易であるなど、素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ・製品の包装は再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また包装材の回収及び再利用等が配慮されていること。 | | |
| | コピー機 | 古紙配合率100%の再生紙に対応可能。 大判機(複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機を除く)、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機(モノクロコピー機以外)にあつては、国際エネルギースタープログラムに適合していること。または、エコマーク認定を受けていること。 | 各品目ごとの当該年度の調達総量(金額)、または当該年度より新たにリース契約を行うものの総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合 | 100%とする。 |
| | ノート型パソコン | 基準エネルギー消費効率が、0.0065を上回らないこと。 | | |
| | プリンタ | 古紙配合率100%の再生紙に対応可能。 国際エネルギースタープログラムに適合していること。 | | |
| | ファクシミリ | 国際エネルギースタープログラムに適合していること。 | | |
| | スキャナ | 国際エネルギースタープログラムに適合していること。 | | |
| | 磁気ディスク装置 | 省エネルギーに配慮した設計がなされていること。 | | |
| | ディスプレイ | 国際エネルギースタープログラムに適合していること。 | | |
| | シュレッダー | 省エネルギーに配慮した設計がなされていること。 | | |
| | デジタル印刷機 | 古紙配合率100%の再生紙に対応可能。 国際エネルギースタープログラムに適合していること。 | | |
| 家電製品 | | | | |
| (6) | 家電製品共通 | ・資源有効利用促進法の判断基準をふまえ、製品の長寿命化・省資源化や素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ・再生プラスチック材が多く使用されていること。 ・製品の包装は再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また包装材の回収及び再利用等が配慮されていること。 | | |
| | 電気冷蔵庫等 | ・省エネルギーに配慮した設計がなされていること。 ・使用時の消費電力量が少ないこと。 ・塗装に有機溶剤及び臭気の少ない塗料が使用されていること。 ・冷媒及び断熱材発泡剤にオゾン層を破壊する物質及びハイドロフルオロカーボンが使用されていないこと。(ノンフロン) | 各品目ごとの当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。 | 100%とする。 |
| | エアコンディショナー等 | ・省エネルギーに配慮した設計がなされていること。 ・使用時の消費電力量が少ないこと。 ・冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 | | |
| | テレビジョン受信機 | ・省エネルギーに配慮した設計がなされていること。 ・使用時・待機時の消費電力量が少ないこと。 ・節電機能を有していること。 | | |
| | ビデオテープレコーダー | 省エネルギーに配慮した設計がなされていること。 | | |
| | 電気便座 | 省エネルギーに配慮した設計がなされていること。 | | |
| | ストーブ(ガス又は灯油燃料) | 省エネルギーに配慮した設計がなされていること。 | | |

| 分類 | 品目名 | 判断基準 | 目標の立て方 | 調達目標 |
|----------|-------------------------------------|--|--|----------|
| 温水器等 | | | | |
| (4) | 温水器等共通 | ・分解が容易であるなど、素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ・再生プラスチック材が多く使用されていること。 ・製品の包装は再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また包装材の回収及び再利用等が配慮されていること。 | | |
| | 電気給湯器 | ・省エネルギーに配慮した設計がなされていること。 ・使用時の消費電力量が少ないこと。 ・冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 | 各品目ごとの当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とす | 100%とする。 |
| | ガス温水機器 | ・省エネルギーに配慮した設計がなされていること。 | | |
| | 石油温水機器 | ・省エネルギーに配慮した設計がなされていること。 | | |
| | ガス調理機器 | ・省エネルギーに配慮した設計がなされていること。 | | |
| 照明 | | | | |
| (2) | 蛍光灯照明器具 | ・Hiインバータ方式器具であること。または、エネルギー消費効率が高く、省エネルギーに配慮した設計がなされていること。 ・塗装に有機溶剤及び臭気の少ない塗料が使用されていること。 ・製品の包装は再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また包装材の回収及び再利用等が配慮されていること。 | 当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。 | 100%とする。 |
| | 蛍光灯(直管型:大きさの区分40型蛍光灯ランプ) | Hi形であること。または、ラピッドスタート形又はスタータ形である場合は、ランプ効率が高く、寿命が長いこと。 | | |
| 制服・作業服 | | | | |
| (2) | 制服・作業服 | ポリエステル繊維を使用した製品については、ペットボトル再生樹脂繊維や何度でも再生可能な繊維を使用した再生品または再生可能品とすること。または、エコマーク認定を受けた製品であること。 | 当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。 | 100%とする。 |
| インテリア・寝装 | | | | |
| (5) | インテリア・寝装共通 | ポリエステル繊維を使用した製品については、ペットボトル再生樹脂繊維や何度でも再生可能な繊維を使用した再生品または再生可能品とすること。または、エコマーク認定を受けた製品であること。 | | |
| | カーテン カーペット 毛布 ふとん マットレス | | 当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。 | 100%とする。 |
| 作業用手袋 | | | | |
| (1) | 作業手袋 | ポリエステル繊維を使用した製品については、ペットボトル再生樹脂繊維や何度でも再生可能な繊維を使用した再生品または再生可能品とすること。または、エコマーク認定を受けた製品であること。 | 当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。 | 100%とする。 |
| その他繊維製品 | | | | |
| (3) | 集会用テント ブルーシート 防球ネット | ポリエステル繊維を使用した製品については、ペットボトル再生樹脂繊維、ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレンを使用したもの。または、何度でも再生可能な繊維を使用した再生品・再生可能品とすること。 | 当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。 | 100%とする。 |

| 分類 | 品目名 | 判断基準 | 適用 |
|--------------|---|---|--|
| | 公共工事 | | |
| (12) (資材) | 再生木質ボード パーティクルボード 繊維板 木質系セメント板 | ・合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済み梱包材、製紙末利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木(間伐材を含む)等の再生資源である木質材料又は植物繊維の重量比配合割合が50%以上であること。 ・室内の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が0.5mg/l以下であること。 | 公共事業における、資材の調達予定や実績の把握を進める中で、目標の立て方について検討する。 |
| | 陶磁器質タイル | 陶磁器質タイルで、原料に再生材を用い、焼成しているものであること。再生材料利用率は原材料の重量比で20%以上使用されていること。 | |
| | 高炉セメント | 高炉セメントであつて、原料に30%を超える分量の高炉スラグを使用していること。 | |
| | フライアッシュセメント | フライアッシュセメントであつて、原料に10%を超えるフライアッシュを使用していること。 | |
| | 再生加熱アスファルト混合物 | アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。 | |
| | 再生骨材等 | コンクリート塊若しくはアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。 | |
| | 小径丸太材 間伐材 | 間伐材であつて、有害な腐れ、割れ等の欠陥がないこと。 | |
| | 下水汚泥を利用した汚泥発酵肥料 | ・製品に含まれる有害物質の含有量(割合)がヒ素0.005%・カドニウム0.005%・水銀0.0002%・ニッケル0.03%・クロム0.05%・鉛0.01%以下であること。 ・金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令の別表第一の基準に適合する原料を使用したものであること。 ・植害試験の調査を受け害が認められないものであること。 ・有機物の含有率(乾物)35%以上・炭素窒素20以下・PH8.5以下・水分50%以下・窒素全量(現物)0.8%以上・りん酸全量(現物)1.0%以上・アルカリ分(現物)15%以下であること。 | |
| (建設機械) | 排出ガス対策型建設機械 | 搭載されているエンジンから排出される排出ガス成分及び黒煙の量が「排出ガス対策型建設機械指定要領(H14.4.1国総施第225号)に定める排出ガス基準値」以下のものであること。 | |
| | 低騒音型建設機械 | 建設機械の騒音の測定値が「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(H13.4.9国交省告示第2438号)に定める基準値」以下のものであること。 | |

7 環境関係表彰受賞者

(1) 山梨県環境保全功績者表彰(知事表彰)

受賞者 団体 大月市立宮谷小学校(大月市)
南アルプス市立甲西中学校(南アルプス市)
山梨県立農林高等学校(竜王町)
健友会(富士吉田市)
白糸町森林整備ボランティア(富士吉田市)

受賞理由 多年にわたり、地域の環境保全活動に尽力するとともに環境保全思想の普及・啓発に努め、地域の模範となっている。

受賞年月 平成15年6月

(2) 愛鳥週間野生生物保護功績者表彰～(財)日本鳥類保護連盟会長褒状

受賞者 佐藤 千鶴子

受賞理由 長年にわたり、県内の野鳥生息状況調査をはじめ、巣箱づくり、巣箱かけ、野鳥情報収集等に積極的に参加するかたわら、中国のトキの生息状況調査にも参加する等、鳥獣保護普及思想の普及に貢献した。

受賞年月 平成16年3月

(3) 愛鳥週間野生生物保護功績者表彰～(財)日本鳥類保護連盟会長感謝状

受賞者 長坂町オオムラサキセンター

受賞理由 開館以来、オオムラサキの保護に関する資料の展示や年間50回の自然観察会等の環境教育を実施し、オオムラサキの保護活動の中核施設として活動中であることに対する感謝のため。

受賞年月日 平成16年3月

(4) 自然公園関係功労者環境大臣表彰

受賞者 塩沢 久仙

受賞理由 南アルプス国立公園内の貴重な高山植物の保護活動、遭難救助活動に尽力した。

受賞年月 平成15年7月

8 平成15年度環境年表

| 年月日 | 事 項 |
|----------|---|
| 15. 4.10 | 環境に配慮した一定基準を満たす森林経営を認証する国際的なN G O組織（F S C：森林管理協議会）の審査により、公有林の事業体としては県有林が全国で初めて認証を取得した。 |
| 15. 4.29 | 知事公用車を低公害車（ハイブリッド）に切り替えた。 |
| 15. 4.29 | 増穂町で行われた県民緑化祭りなどで、「100万本植樹運動」を展開した。 |
| 15. 5. 7 | 富士山の世界遺産登録推進庁内連絡調整会議設置、取組への課題の整理や情報収集活動を開始した。 |
| 15. 5.13 | 山中湖村は、村で出のごみを処理した際に生まれる「溶融スラグ」を買い取り、資源としての再利用のために無料配布を実施することとした。 |
| 15. 5.16 | 富士山の世界遺産登録推進を求め、環境省、林野庁に対し、知事が要望書を提出し、世界遺産国内候補地に選定されるよう配慮を求めた。 |
| 15. 5.21 | 多摩源流の豊かな森林や水質を守り、置かれた現状を中・下流域の人々に対し周知を図ることを目的として、塩山市、小菅村、丹波山村、東京都奥多摩町の4市町村による「多摩源流プロジェクト21」を発足した。 |
| 15. 5.26 | ユネスコ世界自然遺産登録の国内候補地を絞り込むための学識経験者による国の検討会で、富士山と南アルプスが最終選考に漏れる。 |
| 15. 5.26 | 建設リサイクル法完全施行後1年経過に合わせ建物解体工事現場の一斉集中パトロールを開始した。 |
| 15. 6～9 | 蕪崎市では地球温暖化対策と省エネルギーを目的に庁舎の冷房温度を高く設定することに伴い、6月から9月末までをノーネクタイなどの「軽装」期間とすることを決定した。 |
| 15. 6～ | 環境N P O（非営利組織）「富士山クラブ」などはカメラ付き携帯とG P S（全地球測位システム）で不法投棄監視を開始するとともに、集めた情報を「ごみマップ」にしてインターネットで公開するとともに行政への提供も行うこととした。 |
| 15. 6. 6 | 富士山憲章推進会議で富士山憲章制定5周年事業として、富士山の環境保全に向けた提言、標語の募集、記念シンポジウムの開催などを決定した。 |
| 15. 7.11 | 県議会に超党派議員42人による「富士山環境保全山梨県議会議員連盟」を設立、富士山の環境保全を推進する県議の活動を活発化させることとした。 |
| 15. 7.29 | 北巨摩郡須玉町内の株式会社佐田牧場に係わる産業廃棄物不法投棄事案について県と県警察の連携により関係者を逮捕するとともに関連業者についても産業廃棄物不法投棄として検挙するに至った。 |
| 15. 9.17 | 財団法人「富士山をきれいにする会」は、県、地元市町村、観光団体、企業等の参加による富士山後期環境美化クリーン作戦を行い、山梨県側の富士山五、六合目を清掃した。 |
| 15.10.15 | 須玉町比志地内の民間小規模最終処分場（日向処分場）について、生活環境保全上の支障を除去するため、設置者である法人と元代表取締役に対して措置命令を発した。 |
| 15.10.25 | 富士北麓地域廃棄物対策連絡協議会と富士吉田市は同市新倉で廃棄物不法投棄防止 |

| | |
|----------|---|
| | <p>対策モデル事業を行い地元住民を始め、信用組合の職員など約500人が参加し、林道沿いに捨てられたごみを回収した。</p> |
| 15.11～ | <p>県と各市町村は、ごみ減量化に向けた県民運動として、県民や事業者が実施可能な取組や目標を宣言し、個人は市町村に、事業者は県に届出を行い、日常生活や事業活動の中でごみ減量への意識をした行動を実践してもらう「やまなしエコライフ宣言」事業の展開を開始した。</p> |
| 16. 1. 9 | <p>平成15年10月15日発せられた措置命令に従わなかった、須玉町比志地内の民間小規模最終処分場（日向処分場）設置者である法人と元代表取締役を警察に告発した。</p> |
| 16. 1. 9 | <p>甲府市上帯那町・下帯那町と県峡中振興局などによる「帯那地域の未来を考えるワークショップ」を開催し環境点検マップ等の作成を行った。</p> |
| 16. 1.20 | <p>7月に検挙された北巨摩郡須玉町内の株式会社佐田牧場に係わる産業廃棄物不法投棄事案について、同町大豆生田地内に不法投棄された物件を、県の指導により撤去させた。</p> |
| 16. 2.17 | <p>東京都との連携により、東京都内のパーティクルボード製造会社と県内の堆肥製造業者が関係する産業廃棄物不適正処理事案を解決した。</p> |
| 16. 3. 3 | <p>県庁本庁舎及び北巨摩合同庁舎について環境管理国際規格 I S O 14001の認証を取得した。</p> |
| 16. 3.30 | <p>環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県民、事業者及び県の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めた「山梨県環境基本条例」制定した。</p> |